相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県二本松市戸沢字上大梨子二五番地、最後の住所福島県郡山市大槻町字天正坦一一番地針生ケ丘病院

被相続人　亡　本多ヤスイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十日

福島県郡山市小原田五丁目一五番八号

相続財産管理人　関根　信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市二荒町七番、最後の住所栃木県宇都宮市二荒町七番一九号

被相続人　亡　増淵　嘉夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十日

事務所栃木県宇都宮市東宿郷六丁目四番一二号　近藤峰明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県さくら市柿木澤新田八二番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小口　良昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十日

事務所栃木県宇都宮市東宿郷六丁目四番一二号　近藤峰明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市本町二丁目一九番地、最後の住所群馬県前橋市本町二丁目一九番五号

被相続人　亡　掛川五代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十日

群馬県前橋市石倉町五丁目九番一六号榛名ビル二階

相続財産管理人　弁護士　上野　猛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県ふじみ野市東久保一丁目一三一番地六七、最後の住所埼玉県ふじみ野市東久保一丁目一一番二五号

被相続人　亡　園田　敏和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十日

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目六番三八号花磯ビル三〇一　秋山誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　秋山　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区南砂五丁目三四〇番地、最後の住所東京都江東区南砂五丁目二四番四―四〇八号

被相続人　亡　藤井　末藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十日

事務所東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階ＬＭ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙田　千早

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区湯島四丁目三三番地、最後の住所東京都文京区湯島三丁目三八番四号

被相続人　亡　西澤新治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十日

事務所東京都中央区銀座一丁目一〇番三号銀座ＤＴビル四階

相続財産管理人　弁護士　千葉　道則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区中目黒四丁目六四二番地、最後の住所東京都台東区浅草橋三丁目八番二号田部井渋沢共同ビル二〇一

被相続人　亡　丸山　達夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区子安通一丁目一七二番地、最後の住所不詳

被相続人　亡　石川　守一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十日

横浜市中区太田町三丁目三六番地クリオ横浜関内壱番館六〇三号

相続財産管理人　弁護士　伊藤　秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市本町六七番地、最後の住所神奈川県座間市緑ケ丘五丁目一一番七号

被相続人　亡　松本　典子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一四番一六号第一足立ビル三階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　芳美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県牧之原市細江一二四四番地五、最後の住所静岡県牧之原市細江一二四三番地一

被相続人　亡　小塩　昭吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十日

静岡市葵区伝馬町九―一〇ＮＴビル三〇一　栗田勇法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗田　勇

第21期決算公告

平成25年2月20日

茨城県稲敷市佐倉2100番地

江戸崎共栄工業株式会社

代表取締役　斎　　詔夫

貸借対照表の要旨（平成24年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	664
	固定資産	1,170
	合計	1,834
負債及び純資産の部	流動負債	2,665
	固定負債	1,511
	株主資本	△2,342
	資本金	200
	利益剰余金	△2,542
	その他利益剰余金	△2,542
	（うち当期純損失）	(27)
	合計	1,834

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十五年二月二十日

茨城県稲敷市佐倉二一〇〇番地

江戸崎共栄工業株式会社

代表取締役　斎　　詔夫